

## 飯塚市一定の高齢者等へのPCR等検査事業実施要綱

令和3年2月22日

飯塚市告示第38号

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)の感染拡大及び重症者増を予防することを目的として、高齢者等に対し当該感染症に係るPCR検査及び抗原定量検査(以下単に「検査」という。)を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(事業実施)

第2条 市長は、検査を当該検査が実施可能な医療機関(以下「実施医療機関」という。)に行わせることができるものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象となる者(以下「対象者」という。)は、申請日において市内に住所を有し、かつ、新型コロナウイルス感染症の感染者(当該感染症への感染が明らかでない者のうち、発熱、せきその他の感冒症状があるものを含む。)と接触した心配がある者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、行政検査の対象となった者を除く。

(1) 65歳以上の者

(2) 65歳未満の者であって、慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患その他の基礎疾患を有する者

(受検の申請)

第4条 対象者は、一定の高齢者等へのPCR等検査事業利用申請書兼同意書に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

(受検の決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、一定の高齢者等へのPCR等検査事業利用承認通知書兼受診券(以下「受診券」という。)を、適当と認められないときは一定の高齢者等へのPCR等検査事業利用否認通知書を申請者に交付するものとする。

(受検の手続き及び回数)

第6条 対象者は、実施医療機関に受診券及び健康保険証を提示し、並びに別表に定める利用者負担額を支払うものとする。

2 検査を受けることができる回数は、PCR検査又は抗原定量検査のいずれかについて1回とする。

(実績報告及び支払)

第7条 実施医療機関は、本事業完了後、速やかに、実績報告書(一定の高齢者等へのPCR等検査事業受検者名簿)及び一定の高齢者等へのPCR等検査事業請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された実績報告書及び請求書に基づき、別表の検査費用から利用者負担額を控除した額を実施医療機関に支払うものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第6条、第7条関係)

	区分	検査費用	利用者負担額
P C R 検 査	75歳未満の者	19,800円	6,000円
	75歳以上の者		2,000円
	生活保護世帯に属する者		0円
抗 原 定 量 検 査	75歳未満の者	15,000円	4,500円
	75歳以上の者		1,500円
	生活保護世帯に属する者		0円